

G20大阪サミット開催時における対象地域及び対象施設周辺地域において 小型無人機の飛行を行う場合の手続き

1

対象地域の施設管理者
対象施設の管理者
土地の所有者等

2

国又は地方公共団体
(公務の場合に限る)

3

1

2

以外の方

施設管理者等への同意申請

通報にあたっては、以下の者から同意を得る必要があります。
(同意を証する書面の交付を受ける必要があります。)

【対象地域】(対象地域内の施設管理者は知事が指定)

- 咲洲地区
 - ・ インテックス大阪
 - ・ 土地の所有者等(当該土地上空を飛行させる場合のみ)
- 関西国際空港
 - ・ 関西エアポート株式会社

【対象施設周辺地域】

- 対象施設の管理者
- 土地の所有者等(当該土地上空を飛行させる場合のみ)

大阪府公安委員会への事前通報

・ 小型無人機の飛行を行う30日前までに、大阪府公安委員会に所定の様式の通報書を提出してください。

※ なお、飛行経路が海上を含む場合には、大阪府公安委員会への通報に加え、第五管区海上保安本部への通報も必要です。

※ また、国土交通大臣の許可等が必要な飛行の場合は、別途大阪航空局への申請が必要です。

これに加えて

②の場合・・・小型無人機の飛行を行うのが国又は地方公共団体の委託を受けた事業者等である場合には、国又は地方公共団体から委託を受けて小型無人機の飛行を行うことを証明する書面の写しを提出することが必要です。

③の場合・・・対象地域の施設管理者等から交付された同意を証明する書面を提出する必要があります。

※ 災害その他大阪府公安委員会が緊急かつやむを得ないと認める場合は、大阪府公安委員会が指定する日までに通報することとしています。ただし、その場合であっても、「①②以外の方」については、対象地域の施設管理者等から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があります。